

大村市では、ママと赤ちゃんをサポートするために、産後ケア事業を実施しています。

1. 利用できる方

大村市に住所があり、産後1年未満の方

＊入院を必要とする治療が必要な状態のときはご利用できません。



2. 受けられるサービス

方法			宿泊型	通所型		訪問型
				3時間	7時間	
内容			・お母さんの産後の体調管理とケア ・授乳方法、赤ちゃんのお風呂の入れ方、お世話の仕方などについての相談、サポート			
回数			宿泊型、通所型、訪問型合わせて7回以内			
利用者負担金 (1回あたり)	課税世帯	5回目まで	1,200円	無料	無料	無料
		6回目以降	3,700円	1,000円	2,200円	1,200円
	非課税・生活保護世帯		無料			

＊利用施設によっては、受け入れの期間や時間が限られる場合があります。

＊利用者負担金は、利用時に事業者へ直接お支払いください。

＊食事代、衣類の洗濯代・賃借料、ミルク代、おむつ代は実費負担です。

＊治療中の疾患等で配慮が必要な場合は直接利用施設にご相談ください。

【お問い合わせ】

大村市こどもセンター（こども家庭課）

TEL:0957-54-9100

3. 利用までの流れ

①申請

初回利用前に大村市こども家庭課へ電子申請。

右のQRコードから電子申請してください。

電子申請ができない場合は、こどもセンターへお電話ください。

※利用申請1週間後以降に「大村市産後ケア利用券」が届きます。



②施設予約



産後ほっとLINE



LINEアプリを利用の方は、アプリ内で施設の予約ができます。

(←産後ほっとLINE友だち追加画面)



(←県ホームページ)

アプリを利用していない方は県ホームページで施設の情報を確認し、電話などで予約可能です。

③利用決定

大村市から「大村市産後ケア事業利用承認通知書」および「大村市産後ケア利用券」が届きます。

④ご利用

・必要書類・物品を準備の上、施設をご利用ください。

【必要なもの】

①大村市産後ケア事業利用承認通知書②大村市産後ケア利用券③利用施設の必要物品

・利用変更やキャンセルの場合は、直接利用施設にご連絡ください。

⑤利用後

・利用施設へ利用券を提出し、利用料金をお支払いください。